

## 公 告

向日市まちづくり条例第9条の規定により、地区まちづくり協議会として認定したので公告します。

平成21年 6月23日

向日市長 久 嶋 務

### 1 申請者

住所 向日市鶏冠井町稲葉 22-22  
氏名 片岡 長久

### 2 協議会の名称

西向日の桜並木と景観を保存する会  
代表 片岡 長久

### 3 協議会の設置目的及びテーマ内容（概要）

向日市まちづくり条例の基本理念に基づき、安心して住み続けたいまちづくりを進め、この住環境の維持保全（保存）を地区まちづくりのモデルケースとして住民主体となったまちづくりを行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

### 4 協議会の活動地区

西向日噴水通り北東地域 約13,000㎡